

令和8年7月31日

大 阪 航 空 局
那 覇 空 港 事 務 所

那覇空港を使用される方へのお知らせ

平素より、航空行政にご理解をいただきありがとうございます。

那覇空港を使用される方は、空港管理上必要な条件として、下記のとおり書類の提出が必要となりますのでお知らせいたします。

記

1. 提出書類

- (1) 空港使用届 **【必須】**
- (2) 航行不能航空機の撤去作業に係る同意書 **【必須】**
- (3) 運航者撤去作業計画

※運航予定の型式毎にデバッグ、リカバリー、サルベージ編を作成願います。

ただし、撤去方法が同様となる型式は取り纏めることができます。

※空港事務所に撤去作業を委託することを想定し、航行不能航空機の撤去に係る同意書を提出する場合、運航者撤去作業計画は提出不要です。

※那覇空港において保有する撤去資機材等については、那覇空港撤去計画を参照願います。

(4) 航空機陸送届

※陸送により航空機を那覇空港に搬入又は搬出する場合は、空港使用届とは別に航空機陸送届を提出願います。

2. その他

- (1) 必要書類の提出は、運航者等が那覇空港を使用する運航を行う前までに行うこと。
(那覇空港到着後の窓口提出は不可です。メールやFAX等で事前に提出願います。)
- (2) 運航者撤去作業計画及び同意書の有効期限
 - ① 運航者撤去作業計画 → 有効期限なし

② 同意書

a. 運航者撤去作業計画を提出する場合

→ 同意書の有効期限無し

※ 運航者撤去作業計画を提出した型式に限る。

b. 運航者撤去作業計画を提出しない場合

ア. 空港使用届（包括）と同意書をセットで提出する場合

→ 同意書の有効期限は空港使用届（包括）の使用期限と同様とする。

イ. 空港使用届（包括）を提出しない場合

→ 運航毎に空港使用届と併せ、同意書を提出することとし、有効期限は提出時の当該便のみ有効とする。

3. 提出先・問い合わせ先

国土交通省大阪航空局那覇空港事務所 管制保安部 航空管制運航情報官

電話番号：098-857-1107

メールアドレス：cab-nahafsc-u46ri@mlit.go.jp

以上